

報告第5号

専決処分した事件の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成19年6月15日

提出者 足立区長 鈴木恒年

専決処分書

足立区特別区税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成19年3月30日

足立区長 鈴木恒年

足立区特別区税条例の一部を改正する条例を公布する。

平成19年3月30日

足立区長 鈴木恒年

足立区条例第38号

足立区特別区税条例の一部を改正する条例

足立区特別区税条例（昭和39年足立区条例第59号）の一部を次のように改正する。

第50条中「3,064円」を「3,298円」に改める。

付則第6条の2第1項を削り、同条第2項中「平成18年7月1日以後に売渡し等が行われた」及び「及び前項」を削り、同項を同条第1項とし、同条第3項を同条第2項とする。

付則第11条第3項中「第36条の5から第37条まで」を「第36条の5、第37条」に改める。

付則第13条の2第1項中「証券取引法（昭和23年法律第25号）第2条第20項に規定する有価証券先物取引」を「金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第8項第3号イに掲げる取引」に改める。

付則第13条の3中「平成20年度」を「平成21年度」に改める。

付則第14条第7項中「平成19年3月31日」を「平成21年3月31日」に改める。

付則第14条の4の次に次の1条を加える。

（保険料に係る個人の区民税の課税の特例）

第14条の5 所得割の納税義務者が支払った又は控除される保険料

（租税条約実施特例法第5条の2第1項に規定する保険料をいう。）

については、法第314条の2第1項第3号に規定する社会保険料とみなして、この条例の規定を適用する。

2 第23条第4項の規定は、前項の納税義務者（同条第1項又は第3

項の規定によつて同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)が前項の規定により適用されるこの条例の規定により社会保険料控除額の控除を受けようとする場合について準用する。この場合において、同条第4項中「医療費控除額」とあるのは、「医療費控除額、社会保険料控除額」と読み替えるものとする。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 付則第11条第3項の改正規定 平成20年4月1日

(2) 付則第13条の2第1項の改正規定 証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律第65号)の施行の日

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の足立区特別区税条例付則第14条の5第1項の規定は、同項に規定する所得割の納税義務者が平成19年4月1日以後に支払う又は控除される同項に規定する保険料について適用する。